

油圧掘削機械、ウィール・ローダー、トラック・ローダー、バックホー・ローダー

次のパラグラフ(項)16, A, 36 を現在のセクション16、ジェネラルの最後に挿入・追加

16. A. 36 油圧機械、及び迅速な接続・取外し可能な付属部品を取扱いは、製造元の仕様書・取扱説明書に従わなければならない。付属部品の交換が終わったら、機械の運転者はそれが十分機能しているか確認しなければならない。

次のセクション16. N をセクション16. 機械及び機械装置に挿入・追加

- 16.N 油圧式掘削機(ユンボ等)、ウィール・ローダー、トラック・ローダー、運搬・揚重機能付バックホー等が荷の運搬、揚重に使用される場合。

16. N. 01 油圧式掘削機(補遺 T参照)をフック、アイ、スリング(吊り索)、チェーン、又は他の用具を使い荷の運搬・揚重の用に供する時は次の事項にしたがう。

- (a) 油圧式掘削機を使い荷物の運搬・揚重を行うには、通常でこの機械を使う場合と異なる技量と注意が必要となる。運搬・揚重に関する作業危険予知分析(AHA)を行う、それは下記に示す事項を含まなければならない。但し、それだけに限定される訳ではない。

- (1) 機械の運転、玉かけ等作業員の書面による資格証明。
- (2) 16, N, 01 (b)に示す機械の運転性能試験実施。
- (3) 機械メーカーのマニュアルに則った適正な運転手順。
- (4) 機械メーカー提供の許容荷重チャートと、適性な操作・使用方法が現場に掲示・備え付けてあるか。
- (5) 安全に揚重作業を行う為の制動ラッチを含む正しい吊り索具の使用。
- (6) 吊荷の検査。
- (7) 吊荷(荷重)コントロール用の友綱(解釈ロープ)。
- (8) コミュニケーション(合図等)。
- (9) 十分な作業半径立ち入り禁止距離の確保(機械自体、揚重作業域からの)そして
- (10) 油圧掘削機械等の据付場所(地面等)の安定性。

- (b) 選定された油圧掘削機械の運転試験は監督部署(GDA)参加の下で行う。運転試験は荷重試験とその揚重が、操縦、コントロール(制動)、停止、着地共安全に行われる事を示すものでなければならない。運転試験方法は予測される運搬・揚重に近い一連の開始から終了迄の作業形態を代表する方法でなければならない。試験荷重は予測される最大値と同等でなければならない。但し、機械メーカーの定める掘削機械として定めた定格荷重の100%を超えてはならない。試験手順の概要とその結果は現場事務所に書面で記録・保存されなければならない。

- (c) 全ての索具、揚重行為は、セクション15 索具 (Section 15 Rigging) に示される要求事項に従う事。油圧掘削機械で荷を運搬、吊り上げる時はフック、アイ、スリング(吊り索)、チェーン、その他をバケットの爪に取り付けたり、掛けたりしてはならない。
- (d) 16, N, 01, (b)に示す運転試験の完了・受理後、もしも何らかの修理、重要なメンテナンス作業、改良が機械又は、その付属品に必要な場合、再度16, N, 01 (b)に要求される試験運転を行い、その修理、重要なメンテナンス作業、改良が満足できるものである事を確認しなければならない。その試運転において荷重試験、操縦、コントロール(制動)、停止、着地共安全に行える事を確認しなければならない。

- 16. N. 02 荷は地上、もしくは障害物を避ける為の最低限の高さで吊り上げる事、そして機械が移動する時は出来るだけ低くして運ぶようにしなければならない。
- 16. N. 03 荷は人の上を移動させてはならない。
- 16. N. 04 電氣的工作物からは、出来るだけ距離を空けなければならない。セクション11参照。
- 16. N. 05 油圧式掘削機械は人を吊る為には使用してはならない。荷、フック、ハンマー、バケット又はそのアタッチメントに人が乗る事は禁止されている。